

平成23年度 8月 4日

平成22年(ネ)第805号 ボランティア基金返還請求等控訴事件  
大阪高等裁判所 第11民事部口係

## 陳 述 書

氏 名

印

住 所

### 1. ひろしまDP事件の布石

私がアークエンジェルズ（現エンジェルズ）の存在を知ったのは、広島ドッグパークレスキュー事件の半年ほど前の、やはりエンジェルズが行なったヨークシャテリアブリーダーの崩壊レスキュー事件でした。

その頃パソコンをやり始めて、いろんなサイトを見たり飼い犬と同じ犬種を飼っている人のブログ（日記）を見たりしている中で目に留まったバナーでした。

広島ドッグパーク事件でも使われた手口と同じに、やせ衰えて手入れもされていないボロボロになった犬の写真を公開して、支援金や支援物資を募る内容のホームページでした。

広島ドッグパークでの支援を募る方法を、半年も前にすでに実行していたのでした。もちろんパソコンの画面上でしか真実はわからなかったのですが、その犬種の愛好家の地域クラブ組織に協力を要請しての支援呼びかけであったため、同じ犬種を飼っている飼い主の心情として、アークエンジェルズ（当時）に支援金を送るきっかけとなり、それ以外でも飼育放棄犬などのレスキュー活動をしている告知に賛同して、バザー用品の提供なども行いました。

アークエンジェルズが、毎月発表する活動の会計報告は、常に赤字でまたホームページ上ではさまざまな支援金のお願いが毎月発信され、それを見てまた支援金を振り込んだりしました。

### 2. 提訴した経緯

しかしこの裁判のきっかけとなった広島ドッグパークレスキュー事件での、支援金の使い道を一番で明らかにした時、本来の目的として集まった金額のほんの数パーセントしか使用せずほとんどが使途不明な使用をされていて愕然としました。

それはひとえに、被告人林俊彦氏の裁判での証言で

**「寄付金や支援金は神社の『お賽銭』と一緒にあって、その使い道は受け取ったものが自由に使える」**

との発言でした。

私達は「弱った犬の治療費や飼育する為にかかる費用を支援してください。」との呼びかけに答えて支援金として現金を託したのが、いつの間にかこの団体のお賽銭に

摩り替わってしまっていたのです。

### 3. 組戻しの正当性と和解案への異議

被控訴人は、高まる批判の中、「援金の使い道に納得できないなら組戻しの手続きをして下さい。」と彼のホームページで告知しました。

その告知に従って私は2度も手続きを行なうも、拒否をされました。そしてその拒否をされた理由は「2006年9月26日以前は一般募金だった」と勝手に被控訴人が後からつけたした理由によつてです。

こんな馬鹿なことが許されていていいもののでしょうか。私はひろしまDPの犬たちにと支援金を送り、その用途があやしいのでエンジェルズの求めに応じて返還請求を行っただけであり、私に何の落ち度もありません。

「犬の医療費に使います。」これも嘘

「支援金の使い道に不満ならば組戻してください。100%返します。」これも嘘。

では、我々一般人は、このようなでたらめな行為に対峙するには、裁判に訴える以外方法があるのでしょうか。林氏はこの正当な行為をも、言いがかりだと主張しています。

誰が見ても、だれが聞いても非があるのはエンジェルズに他なりません。

和解案では、なぜそれを「支援金返還は認められない。」というのでしょうか。返すと言ったのは被控訴人です。ならば、我々は返されてしかるべきです。

被控訴人の態度をみると、常に裁判の準備書面は直前かぎりぎり、あるいは出さない、資料に至っては「あります、だせます。」とはいうものの決して出したことはありません。裁判期日はできるだけ伸ばすという姑息な手段で、私たちは無駄にこの5年間、精神的苦痛も労力も強いられています。私たちに何ら非はないにもかかわらず、このような裁判進行は法治国家とも思えません。

このような詐欺まがいの活動をしている団体の活動資金とされることへの怒りも含めて正規に手続きを行なった組戻しの履行を強く実行するよう正しい判決を切に望む次第です。